

危険行為(17類型)を繰り返すと 「特定小型原動機付自転車運転者講習」を 受けなくてはなりません



令和5年7月1日施行
道路交通法一部改正

1 信号無視 法第7条違反

信号機や警察官の手信号等に従わない行為

2 通行の禁止等 法第8条第1項違反

道路標識等で通行を禁止されている道路(場所)を通行する行為
※警察署長の許可を得た場合は除きます

3 歩行者用道路での歩行者妨害 法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりする行為

4 通行区分違反 法第17条第1項、第4項又は第6項違反

車道と歩道等が区別されている道路で、歩道や路側帯を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為

5 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行 法第17条の2第2項違反

特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行する際に、車道寄りを通行しなかったり歩行者の通行を妨げる行為

6 特例特定小型原動機付自転車の路側帯通行 法第17条の3第2項違反

特例特定小型原動機付自転車が路側帯を通行する際に、歩行者の通行を妨げる行為

7 遮断踏切への立入り 法第33条第2項違反

遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報器が鳴っているときに踏切に立ち入る行為

8 優先道路通行車等への妨害 法第36条違反

交差点で左側から進行してくる車両や優先道路の車両などの進行を妨害する行為

9 右折時、直進車や左折車への通行妨害 法第37条違反

交差点で右折する際、直進車や左折車の進行を妨害する行為

10 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行をしないなどの行為

11 一時不停止や交差車両の通行妨害 法第43条違反

一時停止標識等を無視し、交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為

12 ブレーキが不備・不良な特定小型原動機付自転車の運転 法第62条違反

ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良な特定小型原動機付自転車で走行する行為

13 酒気帯び運転等 法第65条第1項違反

酒気を帯びた状態で運転をする行為

14 共同危険行為等禁止違反 法第68条違反

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反となるような行為をして、交通の危険を生じさせ、他人に迷惑を及ぼす行為

15 安全運転義務違反 法第70条違反

ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

16 携帯電話使用等 法第71条第5号の5違反

走行中に携帯電話を使用して通話したり、保持して表示された画面を注視する行為

17 妨害運転 法第117条の2第1項第4号又は法第117条の2の2第1項第8号違反

他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキをかけたり、車間距離をとらないなどの行為

これら違反で3年以内に
2回以上検挙されると受講が命じられます。

講習時間 3時間
講習手数料 6,000円
命令に従わずに講習を受けないと
5万円以下の罰金

徳島県警察